



なお、法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○地崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明二十日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十七分散会

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十条第二項中「百五十万人」を「百万人」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

都の特殊性にかんがみ、都の議会の議員の定数の算定基準を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。